



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年 3月 4日 金曜日 第2247号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則.....	127
告 示	
指定代理納付者の指定.....	128
不健全な図書類等の指定.....	128

土地改良事業の工事の完了.....	130
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧...	130
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	130
兼用工作物の管理の方法について（12件）.....	131
道路の供用開始（県道中野川総津線）.....	135
正 誤	
平成23年 2月22日付け第2244号目次中.....	135

規 則

○愛媛県規則第3号

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則（平成17年愛媛県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（普通調整交付金の交付）</p> <p>第2条 条例第2条第2項の規定により交付する普通調整交付金は、各市町につき、次の各号に掲げる額の合算額に100分の6を乗じて得た額を、知事の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。</p> <p>(1) 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「算定省令」という。）第4条第1項第1号イに掲げる額から前々年度の基準超過費用額（<u>医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（平成22年厚生労働省令第71号）第3条の規定による改正前の同号口</u>に規定する基準超過費用額をいう。以下同じ。）及び当該年度の基礎賦課額に係る繰入金（同号口に規定する基礎賦課額に係る繰入金をいう。以下同じ。）の2分の1に相当する額を控除した額</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（退職被保険者等所属市町の調整交付金の特例）</p> <p>7 法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村（以下「退職被保険者等所属市町」という。）について、第2条第1項各号又は第2項の規定を適用する場合には、同条第1項第1号中「第4条第1項第1号イ」とあるのは「<u>附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第1号イ</u>と、「」第3条の規定による改正前の同号口」とあるのは「<u>。以下「整備省令」という。）第3条の規定による改正前の算定省令附則第2条の規定により読み替えられた整備省令第3条の規定によ</u></p>	<p style="text-align: center;">（普通調整交付金の交付）</p> <p>第2条 条例第2条第2項の規定により交付する普通調整交付金は、各市町につき、次の各号に掲げる額の合算額に100分の6を乗じて得た額を、知事の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。</p> <p>(1) 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「算定省令」という。）第4条第1項第1号イに掲げる額から前々年度の基準超過費用額（ _____ 同号口に規定する基準超過費用額をいう。以下同じ。）及び当該年度の基礎賦課額に係る繰入金（同号口に規定する基礎賦課額に係る繰入金をいう。以下同じ。）の2分の1に相当する額を控除した額</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（退職被保険者等所属市町の調整交付金の特例）</p> <p>7 法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村（以下「退職被保険者等所属市町」という。）について、第2条第1項各号又は第2項の規定を適用する場合には、同条第1項第1号中「第4条第1項第1号イ」とあるのは「<u>附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第1号イ</u>と _____</p>

る改正前の算定省令第4条第1項第1号口」と、「(同号口)とあるのは「(算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第1号口)と、同条第1項第2号中「算定省令」とあるのは「算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令」と、同条第1項第3号中「同号口」とあるのは「算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第3号口」と、同条第2項中「同条第2項から第7項まで」とあるのは「同条第3項並びに算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第2項及び第4項から第7項まで」と、前項中「第4条第2項から第7項まで」とあるのは「第4条第3項並びに算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第2項及び第4項から第7項まで」とする。

(平成22年度から平成25年度までの各年度における調整交付金の算定方法の特例)

- 10 平成22年度から平成25年度までの各年度において、第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「(同号口)とあるのは「(算定省令附則第4条(同条表第4条第1項第1号口の部掲げる額の項を除く。))の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第1号口」と、同条第1項第2号中「同号口」とあるのは「算定省令附則第4条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第2号口」と、同条第1項第3号中「同号口」とあるのは「算定省令附則第4条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第3号口」とする。

、同条第1項第2号中「算定省令」とあるのは「算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令」と、同条第1項第3号中「同号口」とあるのは「算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第3号口」と、同条第2項中「同条第2項から第7項まで」とあるのは「同条第3項並びに算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第2項及び第4項から第7項まで」と、前項中「第4条第2項から第7項まで」とあるのは「第4条第3項並びに算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第2項及び第4項から第7項まで」とする。

(平成20年度及び平成21年度)における調整交付金の算定方法の特例)

- 10 平成20年度及び平成21年度)において、第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「同号口)とあるのは「算定省令 附則第4条(表第4条第1項第1号口の部掲げる額の項を除く。))の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第1号口」と、同条第1項第2号中「同号口」とあるのは「算定省令附則第4条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第2号口」と、同条第1項第3号中「同号口」とあるのは「算定省令附則第4条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第3号口」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第244号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成23年3月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目7番1号

- 2 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付するふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入

- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

○愛媛県告示第245号

愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成23年3月4日

愛媛県知事 中村時広

図書類等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	指 定 の 理 由
雑 誌	22 001	メガベッピン	2011年1月8日発行	(株)ジューオーティー	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	22 002	Bejean(ビーゼーン)	平成23年1月14日発行	(株)ジューオーティー	
"	22 003	うぶえろ	平成23年3月10日発行	パナジー出版(株)	
"	22 004	グラギャルDEEP	2010年12月16日発行	若生出版(株)	
"	22 005	可愛い素人娘をイッパイ使って、エッチな本を作りました。	2011年2月1日	(株)ダイアプレス	

"	22 006	小さな蕾	2011年1月21日	(株) オークス
"	22 007	泥酔オンナをやりたい放題DVD	2011年3月5日	(株) デジスタ
"	22 008	花と蜜	2011年1月25日	ワイレア出版(株)
"	22 009	人妻X倶楽部	平成23年1月17日発行	(株) ワニマガジン社
"	22 010	REAL Cheetah(リアル・チーター)	2011年3月5日発行	富士美出版(株)
"	22 011	ニャン2倶楽部	2011年3月15日発行	(株) コアマガジン
"	22 012	スーパー写真塾	平成23年3月1日発行	(株) コアマガジン
"	22 013	COMIC 快樂天	平成23年1月29日発行	(株) ワニマガジン社
"	22 014	熟女ものがたり	平成23年3月16日発行	(株) 茜新社
"	22 015	漫画ローレンス	平成23年3月1日発行	(株) 総合図書
"	22 016	ふたりエッチ ファーストラブ編	2010年10月28日	(株) 白泉社
"	22 017	男と女の交差点 羽を伸ばす人妻編	2010年12月13日	(株) 日本文芸社
"	22 018	DVDラブ	平成23年3月1日発行	バナジー出版(株)
"	22 019	35歳からの恋愛 割り切った関係・編	平成23年1月27日発売	(株) メディアックス
"	22 020	微熱SUPERデラックス	2011年2月号	(株) セブン新社
DVD	22 021	大阪 新地『ちよんの間』盗撮	LTIK-002	個人製作
"	22 022	お行儀の悪いママ僕がお仕置きしてあげる	YAS-002	ヤブサメ
"	22 023	お嬢さん一万円で脱いで下さい! 女子高生編 ばーと⑥	DOGED006	土下座突破隊
"	22 024	緊縛生姦ぶっかけ乳よごし	NWF-201	(株) ワンズファクトリー
"	22 025	黒人母娘レイプ	FPXD-001	Family Rape
"	22 026	極上美人妊婦 長堀あい「臨月」	NSD-11	Arrow Video
"	22 027	尻娘	LZJS-001	性癖組
"	22 028	熟女童貞狩り 北原夏美	CHERD-23	花園
"	22 029	スペルマハンター中出し痴女 彩倉ゆり	NWF-060	(株) ワンズファクトリー
"	22 030	TEENS DX 4時間 VOL.7	STAR-007	STAR S
"	22 031	騙姦03	LKH-003	(株) ラストラス
"	22 032	妻スボ人妻街頭インタビュー ~歌舞伎町編~	TSD-001	八屋本舗
"	22 033	中出し玩具、貸します。04 のぞみ	RSAMA-244	S級素人
"	22 034	肉欲な痴熟女②デカ尻エロ乳で犯してあげる! 浅倉彩音	BJPN-002	ケンシロウプロジェクト

"	22 035	人妻羞恥乳揉み調教	K H A M E - 8		
"	22 036	昼下がりの妻 凌辱濃厚中出し03	B U S N - 03	武	尊
"	22 037	本当にあったあのレイプ事件の映像	D K A A - 06	万	世
"	22 038	モザイク無し丸見え全開！！	M M D - 03	全 国 素 人 協 会	
"	22 039	やさしいおばさん V o l . 2	S A K - 02	さ	く ら
"	22 040	若妻淫欲	W I N D - 03	O	V E R

○愛媛県告示第246号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成23年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	水尻新池地区	平成23年 1月30日

○愛媛県告示第247号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

（南予地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西宇和郡伊方町三机乙654 枅 田 幸一郎	西宇和郡伊方町三机乙2799 高 藤 典 雄	西宇和郡伊方町三机乙884 - 3 河 野 文之進	三 机	八幡浜漁業協同組合
西宇和郡伊方町大江154 佐々木 学	西宇和郡伊方町志津754 - 2 川 本 良 也	西宇和郡伊方町小島甲1294 - 2 大 山 健 治	大志小 江津島	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成23年 3月 4日から同年 3月18日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部 八幡浜支局水産課
-------------	------------------------

○愛媛県告示第248号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西予市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成23年 3月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西予市

西予市宇和町卯之町三丁目434番地 1

代表者 西予市長 三好幹二

西予市宇和町山田2061番地

2 埋立区域

(1) 位置

西予市三瓶町周木字コテイ島 8 番耕地424番 5 から同 8 番耕地424番13までの地先公有水面

(2) 区域

次の 1 点から 6 点までを順次直線で結んだ線並びに 6 点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L + 2.30メートル）

の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域
 基点（西予市三瓶町周木字コテイ島 8 番耕地424番 1 地先の
 堤内の金属鋸）は、北緯33度22分18秒、東経132度23分14秒の
 地点
 1 点は、基点から真北35度56分02秒124.95メートルの地点
 2 点は、1 点から真北110度25分56秒5.73メートルの地点
 3 点は、2 点から真北199度59分51秒30.04メートルの地点
 4 点は、3 点から真北230度46分35秒45.18メートルの地点

5 点は、4 点から真北331度37分10秒6.13メートルの地点
 6 点は、5 点から真北151度37分10秒1.01メートルの地点
 (3) 面積
 462.81平方メートル
 3 埋立ての免許の年月日及び番号
 平成21年 2月25日 愛媛県指令20港第658号
 4 しゅん功認可年月日
 平成23年 3月 4日

○愛媛県告示第249号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月 4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河 川 の 名 称	河川管理施設の名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系中山川	中山川右岸堤防	西条市小松町大頭甲773番 4 地先から同市小松町大頭甲1173番 1 地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年 2月22日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第250号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月 4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河 川 の 名 称	河川管理施設の名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系中山川	中山川右岸堤防	西条市小松町大頭甲925番 1 地先から同市小松町大頭甲927番 1 地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年 2月22日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第251号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系中山川	中山川右岸堤防	西条市小松町大頭甲1198番1地先から同市小松町大頭甲1198番2地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年2月22日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第252号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系中山川	中山川右岸堤防	西条市小松町妙口甲1706番4地先から同市小松町北川353番1地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年2月22日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第253号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系中山川	中山川右岸堤防	西条市小松町新屋敷甲2009番4地先	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年2月22日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第254号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系中山川	中山川右岸堤防	西条市小松町新屋敷甲2010番2地先から同市小松町新屋敷甲916番1地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）〕、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年2月22日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第255号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系小松川	小松川左岸堤防	西条市小松町新屋敷甲2187番1地先から同市小松町新屋敷甲2412番地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）〕、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年2月22日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第256号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系小松川	小松川右岸堤防	西条市小松町新屋敷甲523番4地先から同市小松町新屋敷甲525番3地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年2月22日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第257号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系小松川	小松川右岸堤防	西条市小松町新屋敷甲540番地先から同市小松町新屋敷甲543番地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年2月22日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第258号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系大日川	大日川左岸堤防	西条市小松町新屋敷甲1380番 1 地先から同市小松町新屋敷甲1382番 1 地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年2月22日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第259号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系大日川	大日川右岸堤防	西条市小松町新屋敷甲1362番1地先から同市小松町新屋敷甲1403番1地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年2月22日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第260号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月4日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系大日川	大日川右岸堤防	西条市小松町新屋敷甲1720番1地先から同市小松町新屋敷甲1980番2地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年2月22日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第261号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年3月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	中野川総津線	伊予郡砥部町総津1632番3	平成23年3月4日

正 誤

○正 誤

平成23年2月22日付け第2244号目次中

ページ	箇所	誤	正
107	右段上から1行目	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

107	右段上から2行目	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	土砂災害警戒区域の指定
-----	----------	-------------------------	-------------